

いじめ対応マニュアル

校長

- 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。
- PTA や関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

教頭

生徒指導主事

- 各学年の児童生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- いじめ問題対策チーム、児童理解の会などの場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。
- 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- 学校・家庭・地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。

いじめ問題対策チーム

- 学年内のいじめについて校長・教頭・生徒指導主事・担任・養護教諭・心の相談員も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- 担任と問題解決に当たるとともに、いじめの情報を積極的に児童生徒理解の会で共有する。
- 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。

担任

- 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、子どもたちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- 授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。
- いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、他の教員との連携を図る。
- 子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

養護教諭

教育相談

級外

- 学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- 把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- 担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

その他の外部機関